

緊急事態宣言の延長を受けた鹿児島県の対応

令和2年5月5日

自分を守る，家族を守る，ふるさと鹿児島を守る，
社会を守るため，
一人一人の自覚ある行動で，感染拡大阻止！

1 区域 鹿児島県全域

2 期間 令和2年5月7日（木）から5月20日（水）まで
[計14日間]

※ ただし，3(1)①，3(2)①及び3(3)④につ
いては，令和2年5月7日（木）から5月
31日（日）まで（ただし，国の緊急事態宣言の期間）。

3 実施内容

(1) 県民の皆様へのお願い

- ① 不要不急の帰省や旅行など，都道府県をまたいで移動することは，避けるよう徹底してください。
- ② 「繁華街の接待を伴う飲食店等」や「ライブハウスなどの現にクラスターが多数発生しているような場」，「『三つの密（密閉，密集，密接）』のある場」へは，引き続き，外出を自粛してください。
- ③ ②以外の外出については，『三つの密』を徹底的に避けるとともに，手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続するという，感染拡大を予防する「新しい生活様式【別添1】」を徹底してください。

なお、職場への出勤は、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触の低減をお願いします。

(2) 県外の皆様へのお願い

- ① 不要不急の帰省や旅行などによる来県を自粛してください。
- ② やむを得ず来県された場合は、下記のような感染拡大防止対策を徹底してください。
 - ・ 来県後 2 週間の外出自粛
 - ・ マスク着用など咳エチケットの徹底
 - ・ 毎日の体温測定
 - ・ 発熱等の症状が出たら、帰国者・接触者相談センターへ相談

(3) 事業者の皆様へのお願い

- ① これまでにクラスターが多数発生し、感染リスクが高いと考えられる別紙の施設につきましては、5月7日（木）から5月20日（水）までの間、引き続き、休業の御協力をお願いします。
- ② 4月25日（土）から5月6日（水）まで休業・営業時間短縮の要請をしていた施設のうち、5月7日（木）以降、休業・営業時間短縮の要請を行わない施設においては、【別添2】を参考に、積極的な感染防止の取組をお願いします。
- ③ 飲食料品、生活必需品の小売店や食堂、レストラン、喫茶店などの飲食店等においては、【別添2】を参考に、積極的な感染防止の取組をお願いします。
- ④ ホテル・旅館等の宿泊施設においては、緊急事態宣言の期間である5月31日（日）までの間、県外からの観光・レジャーなど不要不急の宿泊予約について、延期等日程変更の調整に御協力をお願いします。

⑤ 多数の方が参加するイベントの開催を控えてください。

比較的少人数のイベントの開催に当たっては、【別添2】を参考に、積極的な感染防止の取組をお願いします。

⑥ 職場においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を推進するなど、『三つの密』を避ける行動を徹底するとともに、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議活用等）をお願いします。

(4) 県立学校等の再開に関するお願い

学校については、子供達の健やかな学びを保障するために5月11日（月）から再開するようお願いします。

ただし、ゴールデンウィーク終了から概ね2週間は「警戒期間」ととらえ、5月24日（日）までの期間は、各学校の状況に応じて、空き教室等を利用して、児童生徒同士の距離を確保しながら教育活動を行っていただくよう、御協力をお願いします。

(5) 県の公共施設の開館について

4月18日（土）から休館等していた県の公共施設については、離島等にある一部の施設を除いて、5月7日（木）から開館します。

なお、当面の間、ホールや展示場等は、県民の方々が行う小規模のイベントに限定し、宿泊施設については県内居住者の利用に限ります。

(6) 感染者、医療従事者等への差別、偏見等防止のお願い

感染者やその家族、治療にあたった医療機関とその関係者、その他関わりがあった方々に対して、不当な差別や偏見、いじめ等が行われないう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

【別 紙】

新型コロナウイルス感染症対策に関する休業協力要請施設一覧

1 区域

鹿児島県全域

2 期間

令和2年5月7日(木)から5月20日(水)まで

[計14日間]

3 基本的に休業の協力を要請する施設

施設の種類	内訳
遊興施設	○キャバレー, ナイトクラブ, ダンスホール, スナック, バー, パブのうち, 接待を伴う 飲食店 ○性風俗店, カラオケボックス, ライブハウ ス